

鈴鹿市地産地消推進協議会議事概要

1. 日 時 令和4年2月3日（木）16時～16時30分

2. 場 所 鈴鹿市役所 5階 502 ミーティングルーム

3. 出席委員

鈴鹿市生活学校	会長	渥美 恭子
東京農業大学国際食料情報学部		
国際バイオビジネス学科	教授	内山 智裕（リモート）
株式会社北勢青果商連合	代表取締役社長	大泉 守
四日市合同青果株式会社	専務取締役	小坂 敏
鈴鹿市農業委員会	委員	近藤 啓子
鈴鹿市PTA連合会 調査広報部	副部長	須小 浩美
鈴鹿市食生活改善推進協議会	副会長	濱口 好子
鈴鹿農業協同組合	常務理事	林 直樹
鈴鹿市議会産業建設委員会	委員長	宮本 正一

4. 事務局 産業振興部 樋口部長
農林水産課 北川課長，農政G 東郷GL，岡

5. 傍聴者 なし

6. 配付資料

- ・鈴鹿市地産地消推進協議会事項書
- ・鈴鹿市地産地消推進ロゴマーク「すずか産」説明（資料1）
- ・鈴鹿市地産地消推進ロゴマーク「すずか産」使用基準の制定について（資料2）
- ・鈴鹿市地産地消推進ロゴマーク「すずか産」使用基準（案）（資料3）
- ・座席表

7. 協議会の内容

- ・委員12名中9名出席 ⇒ 会議成立
- ・会議の公開
- ・議事録署名人の氏名 ⇒ 近藤委員，濱口委員

8. 内容

(1) 鈴鹿市地産地消推進ロゴマーク「すずか産」使用基準について (事務局)

鈴鹿市地産地消推進ロゴマークのデザインについて、微調整していただき、資料1のデザインに決定した。デザインの作製をした飯野高校の生徒に2月10日（木）に表彰状を授与することを報告する。

鈴鹿市地産地消推進ロゴマーク「すずか産」使用基準について、前回会議の意見等を踏まえて基準案を作成した。

ロゴマークは広く市民の方に利用していただきたいと考えているが、鈴鹿市の地産地消の趣旨に沿った適正な使用を確保するため、使用方法等について、一定の基準を定めるものである。

ロゴマークに関する一切の権利は鈴鹿市に帰属し、商標登録や意匠登録をすることを禁止する。使用できる者は、鈴鹿市、鈴鹿市教育委員会、農林水産物の生産者団体、生産者、飲食店などの事業者等となり、使用する際には、あらかじめ届出書を提出していただく。次の場合には届出を受理することができないとしている。鈴鹿市及び鈴鹿市地産地消のイメージ及び価値を害する恐れがあるとき、特定の政治、思想及び宗教活動の目的に使用される恐れがあるとき、法令や公序良俗に反する恐れがあるとき、鈴鹿市の地産地消活動の趣旨に反するとき。本使用基準や届出の内容に反して使用している場合には、市長はロゴマークの使用中止や使用物件の回収を求める。ロゴマークのデザインについては、改変は不可だが、印刷物の仕様上、モノクロでの使用を可能とする。縮小して使用する場合など、ロゴマーク下の文字の認識が困難な場合は、その文字を省略することができる。最後に、ロゴマークの使用に伴い発生した苦情や事故に対し、使用者は誠意を持って対応することを明記している。

施行日は、2月10日の表彰状授与式の終了後とし、令和4年2月14日を予定している。

資料3には、実際の基準や届出書等の様式をつけているので、のちほどご覧いただきたい。

(内山会長)

ロゴマークは、第一に広くご使用いただき、使いやすいということが大事であるが、その一方で誰でも何にでも使えるということになると、想定しないような使い方をされたときに、制御ができないという問題もあるので、基準が必要であるというのが前回の協議会で意見が出された。その意見を踏まえて今回基準を作っていただいたが、基準についてはレベルがあり、許可制にするものもあるが、このロゴマークは届出制としている。ご自身が使う時に使いにくいと思われることがあれば、意見を出していただきたい。

(近藤委員)

ロゴマークを使用したいときは、自身で作成するのか。

(事務局)

使用届出書を提出していただき、ホームページからロゴマークのデータをダウンロードしていただく。

(内山会長)

データは提供するが、生産物に貼り付けるシール等については、自身で作成するということである。前回の会議でのぼり旗を市で制作し貸与するという内容であったがどうか。

(事務局)

のぼり旗については、市で制作するよう進めている。

(大泉委員)

ロゴマークを使うにあたり、物品等の検査や立ち合いはだれがするのか。

(事務局)

物品の検査は行わない。地産地消をPRしていくことに使用していただき、万が一、地産地消の趣旨に反するようなものがあれば、使用基準に沿って審査をする。

(内山会長)

地産地消のロゴマークを付ける以前に、出荷する際に受けるべき検査・検品を受けるという理解でよいか。いわゆる認証マークとは違う理解でよいと思う。

(内山会長)

神奈川県の外県においてもシールやのぼり旗を立てて、地産地消を進めようという取組みが目立ってきている。鈴鹿市においても遅れをとらないように、こういった取組みをされていると理解している。

実際に使うときの方法についてアナウンスがされると思うが、是非、秩序ある使い方も大事であるが、広く使っていただくことも大事であるため、アナウンスについてもしっかりとしていきたいと思う。

(宮本委員)

実際に鈴鹿の食材を食していただくということが、経済効果にもつながるというところでは、商工会議所や飲食店に関わる場所に対するPRや先行情報など、ダウンロードの日程も含めて、今後のスケジュールを確認したい。

(事務局)

ダウンロードに関しては、現在地産地消に関するページの拡充を進めており、3月から運用が開始できる。ただ、それより前に届出があれば、メールやギガファイル便を活用してデータをお渡しするということを考えている。ロゴマークの利用開始時期に関しては、最終的意思決定を経て、2月14日には利用を開始できるように進めていく。その後のスケジュールに

については、商工会議所や飲食店、生産者団体が行う事業の中で活用いただければと思うが、具体的には鈴鹿市が4月に実施する植木まつりで活用することを考えている。前回の会議で森下委員より小麦関係のイベントで設置したいとの申し出もあったため、ぜひ活用いただきたいと考えている。今後、活用可能なイベントを洗い出し、目にする機会を増やしていきたいと考えている。

(宮本委員)

市外には鈴鹿のサテライトショップもあるので、鈴鹿で一生懸命育てた農産物、水産物をしっかりと幅広くPRし、活性化に繋げていただきたい。

(内山会長)

スケジュールは大事であるため、策定と周知についても引き続きお願いしたい。

(2) その他

特になし

(事務局)

ロゴマークをみれば地産地消の推進というイメージが市民に湧くようにしっかり努めていく。委員においても、それぞれの立場で、引き続き、地産地消の推進にお力添えをいただきたい。